

2014(平成 26)年 8 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社ドンキホーテホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長兼COO 大原 孝 治
コ ー ド 番 号 7532 東京証券取引所市場第一部
本 社 所 在 地 東京都目黒区青葉台 2-19-10
情 報 開 示 責 任 者 専務取締役兼CFO 高橋 光 夫
電 話 番 号 03-5725-7588 (直通)

役員退職慰労金制度の廃止及び

株式報酬型ストック・オプション制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 8 月 18 日の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、あわせて、会社法第 361 条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及びその内容に関する議案を、平成 26 年 9 月 26 日開催予定の第 34 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 目的

当社の取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆さまと共有することで、取締役の中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的とするものであります。

II. 内容

1. 役員退職慰労金制度の廃止

現行の役員退職慰労金制度を、平成 26 年 9 月 26 日開催予定の第 34 期定時株主総会終結時をもって廃止し、当該定時株主総会において在任中の取締役及び監査役に対し、当社役員退職慰労金規程に定めた基準に基づき、本制度廃止日までの在任期間に応じた退職慰労金の打ち切り支給を各人の役員退任時に行う旨の議案を当該株主総会に諮ることといたします。

2. 株式報酬型ストック・オプション制度の導入

今回の報酬体系変更の目的を実現するため、取締役報酬と当社の業績及び株主価値との連動性がより高まるよう、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）制度を導入することといたしました。当該株式報酬型ストック・オプションとして発行する新株予約権の内容は、以下のとおりです。

① 報酬の額

当社取締役の報酬額は、平成 16 年 9 月 28 日開催の第 24 期定時株主総会において、年額 400 百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とすることをご承認いただいておりますが、かかる金銭報酬の額とは別枠にて、年額 100 百万円以内の範囲でストック・オプションとして 1 年間

に取締役（社外取締役を除く。以下同様。）に対して発行するための報酬等につき、ご承認をお願いするものであります。

当社の取締役に対しストック・オプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個あたりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数に乗じて得た額となります。ここでいうところの割当日における新株予約権1個あたりの公正価値の算定につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。

かかる株式報酬型ストック・オプションの付与は、新株予約権の公正な評価額を払込金額とする新株予約権を当社取締役に割当てて一方、新株予約権の割当てを受ける取締役に対し、当該払込金額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する方法により行います。

② 報酬等の内容（ストック・オプション報酬として1年間に発行する新株予約権の内容）

（1）新株予約権の数

200 個を各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の上限とする。

（2）新株予約権の目的である株式の種類及び数

20,000 株を各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

また、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同様。）または株式併合等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

（3）新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1円とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行うことにより、行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

（5）新株予約権を行使することができる期間

割当日から割当日後30年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

（6）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

（7）新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、上記（5）の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。

② その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

(8) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以上